

令和5年度所属所別特定健康診査受診率等一覧表

単位：％

所属所番号	所属所名	特定健康診査受診率	特定保健指導終了者割合
51	三郡衛生組合	100.0 (100.0)	— (0.0)
55	峡南衛生組合	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
70	飯富病院	93.8 (96.6)	30.8 (27.8)
75	早川町	85.0 (93.8)	30.0 (0.0)
79	南部町	81.8 (81.9)	15.4 (22.2)
91	昭和町	90.2 (93.8)	41.7 (44.4)
116	韮崎市	91.0 (84.1)	41.3 (39.4)
150	富士吉田市	91.0 (96.9)	34.1 (15.4)
151	都留市	95.0 (96.7)	54.2 (12.5)
156	道志村	88.2 (92.9)	60.0 (75.0)
158	西桂町	82.4 (89.7)	57.1 (0.0)
159	忍野村	88.8 (91.4)	57.1 (18.2)
160	山中湖村	95.0 (90.4)	16.7 (33.3)
165	鳴沢村	83.3 (75.8)	85.7 (25.0)
171	大月市	81.1 (85.7)	19.1 (29.2)
185	小菅村	71.4 (86.7)	0.0 (25.0)
186	丹波山村	59.3 (77.8)	83.3 (33.3)
187	山梨県市町村職員共済組合	93.3 (100.0)	100.0 (50.0)
188	富士吉田市恩賜林組合	100.0 (92.0)	28.6 (16.7)
190	鳴沢・富士河口湖恩賜林組合	75.0 (0.0)	— (—)
200	大月都留広域事務組合	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)
212	青木ヶ原衛生センター	100.0 (100.0)	— (—)
215	東山梨行政事務組合	100.0 (100.0)	29.4 (7.1)
226	青木が原ごみ処理組合	100.0 (100.0)	0.0 (—)
227	中巨摩地区広域事務組合	93.1 (100.0)	33.3 (50.0)
230	山梨県市町村総合事務組合	90.9 (45.5)	33.3 (0.0)
231	峡北広域行政事務組合	98.6 (96.6)	100.0 (58.3)
232	河口湖南中学校組合	100.0 (100.0)	100.0 (0.0)
233	東八代広域行政事務組合	100.0 (—)	— (—)
234	峡北地域広域水道企業団	90.9 (100.0)	16.7 (0.0)
235	峡南広域行政組合	97.7 (98.4)	50.0 (23.1)
237	釈迦堂遺跡博物館組合	100.0 (100.0)	100.0 (0.0)
238	富士五湖広域行政事務組合	98.8 (98.5)	83.3 (28.6)
240	東部地域広域水道企業団	80.0 (100.0)	100.0 (0.0)
242	峡東地域広域水道企業団	100.0 (100.0)	— (—)
245	甲府市	88.8 (98.0)	59.7 (21.0)
246	甲府地区広域行政事務組合	97.1 (98.7)	60.0 (16.1)
247	南アルプス市	98.1 (97.3)	53.1 (32.8)
248	富士河口湖町	83.2 (89.4)	37.9 (20.0)
249	甲斐市	92.3 (91.7)	51.5 (39.5)
250	身延町	93.3 (89.7)	66.7 (22.7)
251	笛吹市	89.8 (84.4)	63.0 (38.2)
252	北杜市	91.7 (74.2)	38.1 (24.2)
253	上野原市	89.0 (84.8)	81.5 (43.8)
254	山梨市	91.5 (92.1)	60.7 (26.1)
255	市川三郷町	80.1 (91.2)	84.2 (16.7)
256	甲州市	93.1 (90.4)	54.8 (55.6)
257	中央市	91.1 (91.4)	32.4 (21.4)
258	富士川町	91.3 (95.2)	65.4 (23.5)
259	峡南医療センター企業団	96.9 (91.3)	25.6 (3.0)
260	大月市立中央病院	94.9 (94.2)	0.0 (0.0)
261	山梨西部広域環境組合	88.9 (75.0)	75.0 (50.0)
262	山梨県後期高齢者医療広域連合	100.0 (—)	0.0 (—)
263	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	0.0 (—)	— (—)
	全 体	91.0 (91.3)	50.5 (25.7)

- ※1 特定健康診査受診率及び特定保健指導終了者割合は組合員のみ。また、()内は前年度の率。
- ※2 特定保健指導終了者割合は特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数。特定保健指導終了者数には利用中の者は含まれない。
- ※3 特定健康診査受診率、特定保健指導終了者割合が「—」の所属所は対象者がいない。